

令和7年8月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和7年8月5日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 11時03分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 篠田 寛
県立高校改革担当局長 田熊 徹
副局長 田村 暢
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎
教育参事監（学校教育担当） 増田 年克
総務室長 宮田 一男
行政部長 高安 賢昌
指導部長 市川 幸春
支援部長 八矢 信宏
企画調整担当課長 鈴木 鎮夫
管理担当課長 高橋 慶吏
財務課長 渡邊 太郎
教職員企画課長 常山 敦司
参事兼高校教育課長 渡貫 由季子
子ども教育支援課長 本間 隆司
特別支援教育課長 立花 裕治
- 7 提出議題 次葉のとおり

教育委員会 8 月定例会 会議日程

日時 令和 7 年 8 月 5 日（火） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

- | | |
|------------|---|
| 定教第 14 号議案 | 令和 8 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書
の採択について |
| 定教第 15 号議案 | 令和 8 年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用
教科用図書の採択について |
| 定教第 16 号議案 | 令和 8 年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書の
採択について |
| 定教第 17 号議案 | 令和 7 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出につ
いて |
| 定教第 18 号議案 | 令和 7 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出につ
いて |

日程第 2

- | | |
|---------|--|
| 請願第 1 号 | 「高校歴史教科書の採択等について（請願）」について |
| 請願第 2 号 | 「休憩時間の適切な記録を求める請願」について |
| 請願第 3 号 | 「2026 年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時
制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制
で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備を
もとめる請願」について |

教育委員会 8 月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 8 月定例会を開会いたします。

 本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。

 本日の会議録署名委員ですが、常陸委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

常陸委員 (了解)

教育長 本日の議題ですが、日程第 1 として「令和 8 年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について」ほか 4 件の付議案件があります。

 また、日程第 2 として「「高校歴史教科書の採択等について（請願）」について」ほか 2 件の請願があります。

 お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の定教第17号議案及び定教第18号議案は、知事への申し出に関する案件です。よって、地教行法第14条第 7 項ただし書及び会議規則第35条第 1 項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入ります。

 また、日程第 1 の定教第17号議案及び定教第18号議案は関連する案件ですので、続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うことにしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。

 それでははじめに、進行の関係から日程第 2 の請願第 3 号に入ります。

請願第 3 号 「2026年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について

陳述者 保永博行

説明者 渡貫高校教育課長

教育長 請願第3号については、請願者から事情の陳述の希望があります。陳述時間については、会議規則で教育長の許可する時間内において、請願に関して事情を述べることができる定められています。ついては、陳述時間を5分以内として認めるとともに、説明資料の配付の希望がある場合には、これを認めたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、陳述者の方を席にご案内してください。配付資料があれば配付を。
それでは、事情の陳述の前に確認をさせていただきます。請願第3号を提出され、陳述を希望されている保永博行さんでよろしいですか。

陳述者 はい。

教育長 それでは、これから事情の陳述をお聞きしますので、5分以内でお願いします。こちらにタイマーを用意しておりますので、残り時間が表示されます。適宜、確認をしながらお願いします。なお、5分を経過した場合には、私の方から声かけをさせていただきますので、途中でであっても、陳述をやめていただくようにお願いします。
それでは、請願第3号「「2026年度に向けて、全日制を希望する子は全日制で、定時制を希望する子は定時制で、通信制を希望する子は通信制で、子どもたちが安心して学べるように、十分な条件整備をもとめる請願」について」お話しください。

陳述者 では始めたいと思います。保永博行です。この請願では8項目にわたっていますが、中心となるのは2項目です。後で説明します。それから、公立高等学校の授業料の完全無償化について、昨年も私たちの懇談会の請願を出しました。それが、2025年度、2026年度にわたって具体化されるということです。この請願については、今回は取り下げております。ぜひ実現していただきたいと期待しております。それから、中心となる請願ですが、まず、教育の量の問題で、93.5%の全日制進学率の実現ということです。これは1999年に県が約束した数字です。県民に約束しています。また、人口900万を要する神奈川県にとっては、これはできないことではない、そう思っています。ぜひ早急に実現していただきたいと思います。

それから、もう1点。教育にはやはり、量だけでなく質の問題もあると思います。質の向上という、その面で言いますと、少人数学級というのが国際的にも、かなり認められています。日本社会というか、この神奈川県で、やはり45人学級とかを高校で今どきやっているところはあまりありません。国際的にも。だいたい25人、ないし25人を切っている。それが国際水準である。それで、教育というのは、コンピューターの発達とか、AIとか、いろいろなことがありますけれども、やはり人間対人間の接触、それが一番です。同じ学年の、同世代の人間が集まる。また、大人の世代を代表して、教員が学校にいる。その関係で言いますと、やはり少人数学級を構築すると

以上で陳述を終わります。

ただいまの関係で、事務局から何か補足説明はありますか。

高校教育課長 請願第1号について、概要のご説明をします。ファイル06をお開きください。請願者は、「教育を良くする神奈川県民の会」です。本請願については、6月2日付けで提出され、7月18日の教育委員会7月定例会に付議され、継続審議となっているものです。具体的な請願項目2点について説明します。

1点目は、「実教出版（株）の高校「歴史総合 新訂版 むすびつく世界と日本」には、いわゆる「南京事件」に関して、誤解を招きかねない不適切な記述があるため採択を控えていただきたい。」ということ。

2点目は、「いわゆる「南京事件」を授業で教える場合は、中国軍の多くが国際法違反の便衣兵として民間人を盾に戦闘行為をしたこと、当時の南京の人口は約20万人で1か月後には5万人増加しており、20～30万人の「大虐殺」等の根拠がないことなどを補足説明していただきたい。」ということです。

請願第1号の説明は、以上となります。

なお、本県の教科書採択方針は、4月の教育委員会で議決をいただいております。また、国の教科書検定では、審議会が設置され、教科書として適切か否かを審査し、合格したものを教科書として使用することを認めています。教科書検定に合格した教科書が記載されている教科書目録の中から、各学校がそれぞれの教育目標等を踏まえて選定した教科書について、関係法令に基づいて、公正かつ適正に教科書採択を行っております。

ご審議よろしく申し上げます。

教育長 それでは、ただいまの説明も踏まえた上で、請願第1号の審議を行います。本請願について、ご意見、ご質問等があれば、お願いします。

下城委員 ただいまご説明のあったとおり、国の教科書検定を踏まえて、県としては、それを基に行っているということだと思いますが、改めて、4月の議決された教科書採択方針について、具体的に確認をさせてください。

高校教育課長 教科書採択方針ですが、3点ありまして、まず1点目が、各学校はスクール・ポリシーのうち「育成を目指す資質・能力に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」並びに各教科の目標に基づいて、十分に教科用図書の調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択するというもの。

2点目が、文部科学大臣が作成する高等学校用教科書目録（令和8年度使用）のうちから採択するというもの。

そして3点目が、採択にあたっては、公正の確保に留意するというものでした。

下城委員 3点にわたっていますけれども、文部科学大臣が作成する教科書目録のうちから公正を期して現場で選んでいただくということで、県としては、付け足しも引くこともしていないという理解でよろしいですね。

高校教育課長 はい。

教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

下城委員 では、もう一つ続けてよろしいですか。歴史の授業に関して、何か学校を指導しているようなことがありますか。

高校教育課長 歴史の授業、学習内容や学習目標については、高等学校学習指導要領、それから高等学校学習指導要領解説 地理歴史編に示されておりまして、これらに基づいて教科指導が適切に行われるようにということで指導しております。

下城委員 あくまで学習指導要領に基づいてということで、県としては、繰り返しになりますが、足すことも引くこともしていないという理解。

教育長 他によろしいですか。

今の質疑も含めて、それでは、本請願に関する対応について、私の方から提案をさせていただきますと思います。

事務局からも説明がありましたけれども、まず、国の教科書検定では、審議会が設置され、教科書として適切か否かを審査して、合格したものを教科書として使用することを認めているということ。

次に、質疑にもありましたけれども、県教育委員会は、教科書検定に合格した教科書が記載されている教科書目録の中から、各学校がそれぞれの教育目標等を踏まえて選定した教科書について、関係法令に基づいて、公正かつ適正に教科書採択を行っているということ。

また、歴史の学習内容や学習目標については、高等学校学習指導要領等に示されており、県教育委員会では、これらに基づいて教科指導が適切に行われるよう指導しているということ。

以上のことから、本請願については、教育委員会の認識と異なっていると考えており、私としては不採択を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 異議なしでよろしいでしょうか。それでは、ご異議がないものと認め、請願第1号については、不採択と決しました。

事務局においては、本請願の結果及び理由について、文言を整理した上で、請願者の方に通知してください。

次に、請願第2号に移ります。

請願第2号

「休憩時間の適切な記録を求める請願」について

説明者 常山教職員企画課長

教育長 請願第2号「「休憩時間の適切な記録を求める請願」について」です。こちらについても、委員の皆様には、既に本請願の内容についてはご理解いただいていると思いますが、確認のため、常山教職員企画課長から要点の説明をお願いします。

教職員企画課長 請願第2号について、概要をご説明します。ファイル07をお開きください。請願者は、「神奈川県の一部活動問題を考える会」です。本請願については、6月13日付けで提出され、7月18日の教育委員会7月定例会に付議され、継続審議となっているものです。

具体的な請願内容ですが、「1 請願の要旨」に記載がありますとおり、「県立学校勤務時間管理システムを用いて行われている勤務時間の記録における「休憩時間」について、実際に確保された時間を適切に記録できるようにすること。」というものです。

「2 請願の理由」については資料記載のとおりですが、主訴は、県立学校勤務時間管理システムでは、休憩時間については一律に45分間確保されたものとして、在校等時間から45分が差し引かれている。正確な休憩時間を記録するため、休憩時間を自己申告により修正できるよう、システムの改修を求めるというものです。本請願の主訴について、事務局としては、国が求める在校等時間の把握について、県立学校勤務時間管理システムにより適切に把握できているものと考えております。

請願第2号の説明は、以上となります。ご審議よろしく願いいたします。

教育長 それでは、ただいまの説明も踏まえた上で、請願第2号の審議を行います。本請願について、ご意見・ご質問等があれば、よろしくお願いします。

常陸委員 教職員の方々は、常に職員室内で業務を行っているわけではなくて、勤務中に常にパソコンにログインしているとも限らないというところは、他の都道府県でも同じ状況だと思うのですけれども、他の都道府県での管理はどのようにしているか、教えてくださいませんか。

教職員企画課長 労働安全衛生法により、客観的な方法により勤務時間の状況を把握することが義務付けられたことによりまして、令和2年4月に指針が出されておりました、その中で、ICTの活用やタイムカードなどによって、在校等時間を客観的に把握することが求められております。指針では、自己申告による把握は、やむを得ず客観的な方法による把握ができない場合に限られ、また、在校等時間から休憩時間を除くこととされております。こうしたことから、全ての都道府県において、勤務の開始時刻と終了時刻を本県と同じように、パソコンのログオン・ログオフで管理しているところや、タイムカードにより把握しているものと承知しています。

教育長 他はいかがでしょうか。

佐藤委員 令和4年の調査もあり、休憩時間が本当にとれているかどうかの確認というのは、

やはりする必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

教職員企画課長 令和4年の調査については、悉皆調査ではなく、特定の方をお願いしていただいて、いわゆるご本人達の主観で、休憩時間が取れていないといったような状況にもなっていますが、委員のご指摘のとおり、教員の業務には、児童生徒への教育的見地から、自主的で自立的な判断に委ねられて、自発的に行うものが多分に含まれておりますので、そういった日常業務の自主的な部分と、校長の指揮・命令に基づく部分が渾然一体となっておりまして、それを峻別することは極めて難しいとされております。例えば、校長の明示又は黙示の指示によって、学校行事や委員会活動などが休憩時間に行われていれば、別の時間に取得できなかった分の休憩時間を取得させなければなりませんけれども、一方で、教員が自主的な判断で、休憩時間に授業準備などを行うこともあります。そういったものは本来、労働時間と捉えるべきものとは言えないといった判例もありますので、まずは、教員の皆に、休憩時間をしっかりと取得することについて、働きかけをしていきたいと考えています。

佐藤委員 教員の自主的な判断で休憩時間に授業準備を行うというのは、授業準備をする時間がないからそうしているのであって、まさに、その前におっしゃった、黙示の指示があったと捉えるべきではないのでしょうか。

教職員企画課長 それについても他県で訴訟になっておりまして、その判示の中でも、休憩時間に学校行事や委員会活動等が行われたり、児童生徒や保護者の相談に応じたりした場合は、校長により休憩時間中の職務従事の明示又は黙示の指示があったものと捉えるべきであるという一方で、休憩時間に実施することが義務づけられていない授業準備や課題の評価などは、教員が自主的な判断のもとに行っているものであるといったような判示もありますので、事務局としてはそういった形で受けとめています。

佐藤委員 今おっしゃった裁判例というのは、今年3月の香川県のものか。

教職員企画課長 別の県の裁判です。

佐藤委員 香川県の裁判例は把握されていますか。

教職員企画課長 香川県の事案については、校外学習として実施された合宿への対応ということで、校長が割り振るべき正規勤務時間が大幅に増えることを認識しながら、教員に対して、別日への割り振り変更などを適切に行わなかったということで、週当たりの平均勤務時間が38時間45分を超えてしまったことや、休憩時間について、合宿前には、各日において1時間ずつ休憩時間を付与する旨の通知はしていたのですけれども、実際に合宿当日の職員の動きの中には、休憩時間の記載がなく、合宿に同行した教員に休憩時間の付与明示があったとは言えないということで認定をされ、損害賠償命令が出たと承知をしています。

教育長 他にいかがでしょうか。

笠原委員 確認ですけれども、先ほど常陸委員のご質問に対して課長が答えた、自己申告について、やむを得ない場合という部分があったと思うのですが、具体的にやむを得ない場合というのは、どういう場合なのかを教えてください。

教職員企画課長 具体的にやむを得ない場合は、客観的な方法で把握できなかった場合ということです。通常であれば、現在、県立学校勤務時間管理システムで、在校するときはパソコンのログオン・ログオフで管理をしていますけれども、例えば、部活動等の試合・大会などで外に出てしまい、パソコンのログオン・ログオフで管理できなかった場合で、最終的にはシステムに入れていただきますけれども、そういったところで、客観的に把握できなかったときに、やむを得ず自己申告ということで、システムに後から入れる対応を本県ではしております。

笠原委員 もう1点ですけれども、これも先ほど佐藤委員のご質問の延長線上で、もう1回確認ですけれども、令和4年度に実施した勤務実態調査の結果を受けて、具体的にどのような対応を行ったのか、このときは特定の人を対象にした調査であったという説明があったと思うのですが、その後は具体的にどんな対応をされたのですか。

教職員企画課長 調査結果は、全ての学校長に内容を共有して、様々な機会を捉えて、いわゆる教員の勤務時間や休憩時間の管理について、各校長が適切に対応するように、教育委員会として指導を行っています。

笠原委員 今回の説明にあったように、適切な管理が行えるようにという通知を全ての学校長に出したということなのですが、実際、今の学校現場は本当に先生方が多忙で、なかなかそういった時間を取ることで体が現実的に難しい状況というのは、どの学校に伺っても見て取れます。同時に、そういった非常に個人的なことに対して、校長が全て一括して、管理をして責任を持つというのは、現実的にかなり無理があるだろうと思います。やはり働き方改革というのは、その先生方自身の意識の中で、自分の働き方をどういうふうに改善していくことが、自分自身の心身の健康につながり、学校全体が本当により良い状況で仕事ができるかというところに行き着くと思うのですが、その部分の意識の啓発、働きかけは不可欠だろうと思うのですが、具体的にその辺りについては、どのような状況になっているのかということと、県教育委員会としては、どの程度把握できているのかという辺りについて、教えてください。

教職員企画課長 委員のご指摘のとおり、まさに休憩時間を含めた、いわゆる労務管理ですけれども、それに対して具体的な手だてを、校長だけでなく、教員一人一人が意識をして平日頃の勤務をしていくことが重要だと考えております。その部分について、これまで県教育委員会として、何か一人一人の教員に向けて働きかけをしてきたかというところ、できていなかった部分も確かにあるかと思っております。校長に対しては、これまで

も休憩時間の取得を促してくださいとお願いはしていたところですが、今後、県立学校の教員一人一人に、教育委員会から直接メールで、休憩時間をしっかり取得するようにしてくださいといったようなメッセージを出していきたいと考えています。

笠原委員 現状をしっかりと把握して、地道ではあるのだけれども、それに対して具体的な手立てをやっていくことによって、少しずつ改善に近づいていくのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。

吉田委員 個人個人の注意で、休みを取らなくてはいけないという形だと、なかなか浸透していかない。やはり校長なり、教頭なり、上の先生達が、ぜひ積極的にそれを取って、それを取るのが当たり前、取る雰囲気という土壌を作っていくことが大事なので、そういったような働きかけを積極的に行ってほしいと思っています。一つ、自己研鑽なのか仕事なのかというのは、非常に線の引きにくいところがあって、例えば何となく休憩時間に眠っているような形で目を閉じて、もう、どういふふうに授業をやったら良いのか、こういうふうな教え方をすると、一生懸命に頭の中で考える人だっているかもしれないから、非常にその辺のところはファジーな形かと思っています。でも、全体的な形として、休みを取る方が非常に良いのだ。その方が効率として、仕事能率としてより上がるのだという形を、しっかりと浸透させていってほしい。そんな土壌作りがこれから大事になっていくのだと思いますので、なるべく上の先生から積極的にやる必要があるだと思っています。

教育長 他にいかがでしょうか。

下城委員 一言、感想です。今、委員がおっしゃったとおり、休憩がきちんと取れているかというのは、見方を変えれば、現場が本当に忙しくて休憩ができていないのだったら、それは払うべきという話なので、給特法の根幹ですね。自発的にやっているのであれば、それは業務ではないというのは、時代を考えてもそぐわない部分が出てきているのだらうということも含めて、これは教育委員会が国に言わなくてはいけないことなのだと思いますけれども、変わらないというのであれば、今、委員が言われたように、むしろ積極的に休憩を休憩として活かしていけるように、各教員の皆が取っていくということを、次善ではありますけれども、そう思います。

教育長 私からも一言よいでしょうか。この請願の主旨は、システムで直せるようにということなのだと思いますけれども、恐らく議論の中心は、実態として、教員の主観として、休憩時間が取れないということに関する投げかけだと思っています。

去年ずっと働き方改革を議論してきて、教員にしっかりと休むべきところは休んでもらい、心のゆとり、時間のゆとりを持って子どもたちに相対してもらいたいということとで指針を作り直したので、やはり休憩をとりやすい雰囲気、吉田委員からも話があ

りましたけれども、休憩をなさいよと言っている管理職が忙しそうに動いていたら、きっと休憩を取れないのです。ですからその辺は、我々自身がこれから、夏に地区別の校長会議もありますから、今回こういう請願が出たのだということも含めて、やはり休憩をしっかり45分取る、これは法令に決められたことなのです。反したら、これは法令違反なのです。実際にあくせくやっている人がいたら、今休憩なのだから休みだよ、我々も休むからと、そういう職場環境づくりが必要なのだということを、我々もいろいろな部分で伝えていかなければいけないというのが、委員の意見だと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、私の方からまとめさせていただきます。本請願に関する対応ですが、まず、システムとの関連という意味で申し上げます。

県立学校勤務時間管理システムですが、法令に基づいて、客観的な方法で勤務時間の状況を把握するというものでありまして、国の指針が出ております。これに基づいて適切に把握しているという整理です。

また、休憩時間については、法令によって、校長が与えなければならないものでありまして、教員の自己申告で時間を修正するという性質のものではありません。また、仮に業務のために、予定の時間に休憩できなかった場合には、別の時間帯に休憩時間を割り振る、スライドさせる、そういう形で我々は校長に指導しているということもあります。一方で、教員の主観として、休憩時間を十分に取得できていないという調査結果もあるという話がありましたので、今後、県教育委員会として、地区別の校長会議が夏にありますけれども、そういった場面や、事務局からもありましたが、直接教員に対して、休憩時間の意義やその取得を改めて働きかけ、これを強める必要があると思います。

従いまして、本請願の主たる要望でありますシステムへの対応ということについては、教育委員会の認識とは異なっていると考えておりますので、私としては、不採択を提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議がないものと認め、請願第2号については、不採択と決しました。

事務局においては、本請願の結果及び理由について、文言を整理した上で、請願者に通知してください。

なお、請願者に対しましては、教員の働き方改革、これを真に実効性のあるものにしていくためにも、今日の委員の皆の議論にありまして、教員が休憩時間を確実に取得できるように、いろいろな場面で校長を指導していく、または教員に働きかけていくのだということも併せて伝えていただくようお願いします。

請願については以上ですので、ここから先は会議規則第22条2の規定に基づきまして、進行を下城委員の方をお願いいたします。

下城委員 それでは、日程第1の定教第14号議案に入ります。

子ども教育支援課長 定教第14号議案「令和8年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書の採択について」、ご説明します。ファイル01-2「定教第14号・第15号議案関係」をご覧ください。1/184ページは、本年4月9日に、県教育委員会教育長から、神奈川県教科用図書選定審議会会長に諮問した内容です。このうち、「(1)」～「(5)」については、4月9日の選定審議会でご審議いただき、その答申に基づき、教育委員会4月定例会にて提案、議決後、各市町村教育委員会等へ通知しました。本日、ご審議いただきたいのは、諮問事項「(6)」への答申に基づく、「令和8年度県立特別支援学校の小学部及び中学部、並びに県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について」となります。

続いて、諮問事項「(6)」への答申について説明します。2/184ページをご覧ください。7月16日の県教科用図書選定審議会(第2回)にて審議を行い、18日に答申を受けました。最下段にある答申内容のうち、県立特別支援学校の小学部及び中学部については、この後の第15号議案で扱い、この第14号議案では、県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書について、ご審議いただきたいと思います。

3/184ページをご覧ください。関係法令等について説明します。義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項、2行目から記載のある「公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、学校ごとに、種目ごとに1種の教科用図書の採択を行うもの」となっております。

4/184ページをご覧ください。このページの最下段に、今後の教科用図書採択のスケジュールを掲載しております。

5/184ページをご覧ください。4月定例会で、議決いただきました「令和8年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針」です。採択に当たっては、「1」にありますように、中高一貫教育の特色を踏まえ、十分に調査研究を行い、生徒、学校及び地域の実情を考慮して採択する。その際には、神奈川県教育委員会が作成した調査研究資料を活用すること。また、「2」にありますように、文部科学大臣が作成する教科書目録から採択すること。さらに、「3」にありますように、公正の確保に留意することとしております。

6/184ページをご覧ください。「令和8年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択手続要領」です。「1 採択の手続」にありますように、令和8年度使用教科用図書は、各学校長の申出に基づき、選定審議会の意見を聞いたうえで、神奈川県教育委員会が採択することとなっています。

また、「2 専門委員会」にありますように、各学校長は、学校ごとに校長を会長とする専門委員会を設け、採択方針に基づき、十分検討のうえ採択を希望する教科用図書を選定し、県教育委員会に申し出ることとなっています。

さらに、「3 採択教科用図書の決定」にありますように、県教育委員会は、各学校長からの申出に基づき、審議会の意見を聞いたうえで採択教科用図書を決定し、各学校長に通知することとしています。関係法令等の説明は以上です。

それでは、ファイル01「定教第14号議案」をご覧ください。神奈川県教科用図書選定審議会会長から、令和8年度に神奈川県立中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書の採択について答申がありましたので、この答申に基づき採択いたしたく提案するものです。

2/3ページは、平塚中等教育学校前期課程の採択教科用図書一覧（案）です。

3/3ページは、相模原中等教育学校前期課程の採択教科用図書一覧（案）です。

それでは、各校における審議経過や選定理由等を説明します。再び、ファイル01-2「定教第14号・第15号議案関係」をお開きください。12/184ページをご覧ください。このページから、平塚中等教育学校の専門委員会の構成及び審議経過等を掲載しています。ページの上段「審議経過」に記載のとおり、6月3日から6月24日に、教科用図書選定に係る専門委員会を行っています。この専門委員会に加え、教職員が各教科に分かれて全ての教科書見本について、県の資料を参考に検討し、調査研究を進めました。

では、各校1教科ずつを例に、希望教科書選定理由について説明します。14/184ページをご覧ください。平塚中等教育学校前期課程、国語科の希望教科書選定理由書です。一段目に、めざす学校像である「6年間の一貫した教育課程のもとで、幅広い教養と独創性を備え、次世代を担うリーダーを育てていく学校」と、教育理念である「深い洞察と鋭い感性」「高い志と豊かな人間性」「幅広い教養と光る知性」が示されています。また、国語科においては、「表現コミュニケーション力」の育成を重視し、「話すこと・聞くこと」「書くこと」に重きを置いて、他者との関わりを通して自分の意見を表現することを目指していることなどが示されています。二段目には、特に「表現コミュニケーション力の育成」「情報活用能力の育成」「語彙力の育成」といった観点で、全4者の教科書を比較・検討したと示されています。三段目には、その結果、「表現コミュニケーション力の育成に関して、各領域の資質・能力を育成することについて、相手の話を受け止め、引き出す学習活動が、第1学年では【聞き上手になろう 質問で話を引き出す】」に、第2・3学年でも選定理由書に記載の部分に設定されていることが示されています。さらに、「情報活用能力の育成」「語彙力の育成」に関しても、同じように調査した結果が示されています。このような調査・検討の結果、教科書に掲載されている題材や資料等が、平塚中等教育学校前期課程の生徒の学習に最も適しているという理由から、光村図書の「国語1、2、3」を選定したことが示されています。

続いて、87/184ページをご覧ください。このページから、相模原中等教育学校前期課程の専門委員会の構成及び審議経過等を記載しており、先ほど説明した平塚中等教育学校前期課程と同じ構成で記載しています。相模原中等教育学校前期課程については、数学を取り上げて説明します。

111/184ページ、大きな枠の中の〔選定理由〕をご覧ください。一段目に、教育目標として「人格の完成をめざし、高い知性と豊かな人間性をそなえ、心身ともに健全な、次世代を担う人材を育成する」ということと、目指す生徒像として「豊かな人間

性とリーダーシップを備える生徒」「これからの国際社会に対応する幅広い教養と社会性・独創性を備える生徒」「よりよい社会の構築に貢献できる生徒」が、さらに学校として育みたい力として「科学・論理的思考力」「表現コミュニケーション力」

「社会生活実践力」が示されています。そして、二段目で、数学科として特に「科学・論理的思考力」「表現コミュニケーション力」の育成に資する「思考力、判断力、表現力等」の育成等の観点から、4者に絞ったことが示されています。三段目では、絞った4者について、学校の教育目標やめざす生徒像を踏まえ、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習活動に資する工夫や配慮」「社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる」などの観点について、比較・検討したことが示されています。四段目には、その結果、「主体的・対話的で深い学び」について、問題解決に向けて答えを予想したり方法を検討したりする学習活動が、第1学年では「必要な石の数を求めよう」に、第2・3学年でも、選定理由書に記載の部分に掲載されていることが示されています。さらに、「社会に貢献する力」「情報活用能力の育成」などに関しても、同じように調査した結果が示されています。このような調査・検討の結果、教科書に掲載されている題材や資料等が、相模原中等教育学校前期課程の生徒の学習に最も適しているという理由から、数研出版の「これからの数学1、2、3」を選定したことが示されています。説明した2教科の例と同様に、全ての教科について調査研究した結果が示されています。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

笠原委員 両校とも3回に分けて研究会が開かれているのですが、そのプロセスで、教科ごとに今まで使っている教科書等の使用状況や活用状況等を確認して、整理をされていると思うのですが、そういう内容がそれぞれの各回ごとに報告をされて、全体でまとめられているという流れでよろしいですか。

子ども教育支援課長 そのとおりです。

笠原委員 そのプロセスの中で出てきているご意見は、特段、課題があったということは、出てきていないという理解でよいということですか。

子ども教育支援課長 はい。現在使用している教科書について、その使用感を含めて調査研究が行われています。平塚中等教育学校では、先ほど国語科のご説明をしましたが、それを例にとりますと、表現コミュニケーション力の育成に関する教材があり、単元計画を作成し、系統立てた指導が行いやすいということを聞いております。

また、相模原中等学校教育学校の数学科、先ほど説明した教科を例に取り上げますと、科学論理的思考力の育成につながる題材が設定されており、資質・能力の育成に即した学習活動の展開が行いやすいということを聞いております。

笠原委員 教科書を拝見すると本当によくできていて、言い方を変えると、指導する側の力量

というものも試されるという感じもあって、実際に先生方がその教科書を使って、先ほど説明いただいたスクール・ミッション等を実現していくために、本当に適切であるか否かというのを判断していく上では、3回の全体の調査委員会の前に、十分、教科ごとでの意見交換をしながら、次につなげていくというプロセスはとても大事なことだと思うので、ぜひ引き続き、そうした丁寧な対応をなされることを希望したいと思います。

子ども教育支援課長 承知しました。

笠原委員 よろしくをお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

私から1点確認させてください。両校とも、それぞれ委員会を作って、4者に絞って検討して、一つを決定したということでしたけれども、その時に、県の調査資料を踏まえてということでした。この県の調査資料というのは、発行されている全教科書について資料を作って、それぞれの長所を、概略説明するというような形で作られていると考えてよろしいでしょうか。

子ども教育支援課長 はい、そのとおりです。昨年度、採択替えを行う際に、県教育委員会として調査研究を行いました。その際、教科書目録に掲載されている全発行者の教科書について観点を絞って、研究したものをまとめて、県立中等教育学校にも提供しており、併せて市町村教育委員会にも提供しております。その調査研究資料を活用して、調査研究を行っています。

下城委員 他にいかがでしょうか。

笠原委員 もう1点確認なのですが、教科書の後ろの方に振り返りシートというのがついています。それから、最近の教科書は、見る、読むだけではなくて、それがある意味、学習ノートのようになっていきます。そういったものに対する使用状況の意見というのは出てきていますか。使い勝手が良かったとか、こういうものは、もう少しこうだったらよいというような、その辺りについて情報は掴んでいないですか。

子ども教育支援課長 一部掴んでいる教科がありまして、採択替えをする際に、十分に調査研究を行って、両中等教育学校の子どもの実情に合わせた教科書として選びました。それを使用している中で、やはり使用感の良いということで聞いております。

下城委員 他にいかがでしょう。よろしいですか。

それではご質問がないようでしたら、採決について教育長をお願いします。

教育長 では、ただいまの定教第14号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、定教第15号議案に移ります。

**定教第15号議案 令和8年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書
の採択について**

説明者 立花特別支援教育課長

特別支援教育課長 ファイル02「定教第15号議案」をご覧ください。本議案は、県立特別支援学校小学部及び中学部で、令和8年度に使用する教科用図書の採択について、ご審議をお願いするものです。ご審議の前に、3点ご説明します。1点目は、「教科用図書について」、2点目は「令和8年度使用教科用図書関係事務スケジュールについて」、3点目は「一般図書の調査研究について」です。なお、各資料下部にページ番号が付いている場合がありますが、説明時は資料右上の番号を使用します。

それでは、ファイル02-2「定教第15・16号議案関係」の1/32ページをご覧ください。四角囲みにありますとおり、「教科用図書」とは、学校教育法第34条第1項及び附則第9条に規定する教科用図書を言います。四角囲みの下、一つ目の米印（※）、第34条第1項では、文部科学大臣の検定を経た教科用図書である検定教科書と、文部科学省が著作の名義を有する教科用図書である著作教科書を使用することとし、二つ目の米印（※）、附則第9条では、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書、いわゆる一般図書を使用することができるとなっています。

2/32ページをご覧ください。「令和8年度使用教科用図書関係事務スケジュール」です。上段【小学部・中学部】のスケジュールはお示ししているとおりです。

続きまして、3/32ページをご覧ください。一般図書の調査研究についてご説明します。本資料は、特別支援学校の各部門共通の一般図書についての調査研究を、より充実させるため「県立特別支援学校採択教科用図書調査研究資料作成会議」を開催して、特別支援教育課の指導主事と特別支援学校の教員とで、検討・作成したものです。

4/32ページをご覧ください。調査研究資料の見方について記載しています。上から3行目に記しましたとおり、教科用図書として使用するにあたり、想定される学部、教科、学習指導要領との関連、図書の特徴をまとめています。各校は、この資料を参考にして、調査研究を十分に行い、特別支援教育課に採択希望教科用図書を提出しています。

それでは、ファイル02「定教第15号議案」にお戻りください。2/34ページから「令

和8年度使用 神奈川県立特別支援学校 小・中学部 採択教科用図書一覧(案)」です。

3/34ページ、目次をご覧ください。「文部科学省検定・著作教科書」では、「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障がいのある児童・生徒用」「4 各部門共通」に分けて記しています。その下の「一般図書」は、「1 視覚障害教育部門」と各部門共通で「2 知的障がいのある児童・生徒用」と記しています。

では、5/34ページをご覧ください。【文部科学省 検定・著作教科書】です。はじめに、「1 視覚障害教育部門」です。県立特別支援学校の「視覚障害教育部門」では、障害の程度に応じて、通常の検定教科書、拡大教科書、点字教科書を使用します。主には平塚盲学校、相模原中央支援学校の視覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。なお、点字教科書の原典である教科書は各教科1種類なので、複数の中から選ぶことはできません。表の通番「1」をご覧ください。発行者略称に「光村〔ライト〕」、図書名に「国語 シリーズ」、種目に「国語」、備考に「墨字、拡大〔点字〕」とあります。これは、光村図書出版の国語シリーズの墨字版、拡大図書版、点字版を表しており、点字版については「社会福祉法人日本ライトハウス」が出版しているものであるということを示しています。

次に、7/34ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」です。聴覚障害教育部門の教科用図書については、主に平塚ろう学校、相模原中央支援学校の聴覚障害教育部門の児童・生徒が対象です。国語の授業では、「国語」「書写」に加えて、小学部の表の通番「19」にありますとおり、「言語指導」の教科書を採択できます。言語指導について、特別支援学校学習指導要領には「聴覚障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句についての確かな言語概念の形成を図り、児童の発達に応じた思考力の育成に努めること」と、その重要性が示されています。

続いて、9/34ページをご覧ください。「3 知的障がいのある児童・生徒用」です。ここで示している教科用図書は、知的障害のある児童・生徒が使用することを想定して作られた文部科学省著作の教科用図書で、通称星本と呼ばれています。特別支援学校学習指導要領における知的障害の各教科の内容は、学年ではなく段階別に示されており、小学部は三段階、中学部は二段階で示されています。星本は、この段階に応じて星の数の一つ～五つで示されています。小学部は国語、算数、生活、音楽の4教科、中学部は、国語、数学、音楽の他に、昨年度より社会、理科、職業・家庭が加わり、6教科になりました。

次に、「4 各部門共通」についてです。特別支援学校の小・中学部において、検定教科書を使用する場合には、児童・生徒が地域の学校との交流などでも使用できるよう、原則として、各特別支援学校が所在する地区が採択する教科書と同じ発行者の教科書を採択しますので、このような表記となっています。

次のページからは「一般図書」となります。11/34ページにお進みください。「1 視覚障害教育部門」では、音楽や家庭科、保健などの点字教科書は、検定教科書を原典としておりますが、教科の特性により、点字にする上で表記やレイアウトが検定教科書と異なるため、一般図書として扱っています。

次のページ、12/34ページから34/34ページは、知的障がいのある生徒の一般図書です。各校が調査研究を行うための資料として作成した「特別支援学校採択教科用図書調査研究資料」の530冊と、新たに希望のあった一般図書3冊の計533冊を採択一覧（案）としています。

以上が、採択をお願いする教科用図書一覧（案）です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

下城委員 それではご質問がありましたら、お願いします。

笠原委員 先ほど一般図書を拝見して、自立活動や職業に関連する本がすごく充実してきたという感覚があります。この533冊に関して、毎年、県の教育委員会の特別支援教育課の指導主事と、支援学校の先生方も入って、そのときに先生方がどういうものを選んでいくかという基準は、年々、その時代を反映したようなものも入れながらというように考えてよろしいのでしょうか。特に今年度について、その辺で特徴的なことがあったら教えていただきたいです。

特別支援教育課長 今お話がありましたとおり、県立特別支援学校採択教科用図書調査研究資料において、毎年、特別支援教育課の指導主事と県立特別支援学校の教員を構成としました調査研究資料作成会議を開催しています。昨年度は、数学・算数が比較的少なかったということもありまして、数学・算数を少し多くリストに加えています。また、前提としては、採択方針も踏まえ、また、子どもたちの実態を踏まえて、現場の先生方のご意見を尊重しながら調査を行っているところです。

笠原委員 実際に拝見すると、知的障害部門の教科書であっても、かなり知的障害の状況が良好な方であったら、恐らく十分対応できるのだらうと思うのですが、それを先生方が生徒に提供するときには、もう一段階、二段階工夫して提供していくという状況だと思えるのですが、その辺りも含めて、先生方が教材化しやすい視点みたいなものは入っているのですか。

特別支援教育課長 まさに今のお話のとおり、子どもの実態は様々ですので、そういった状況を踏まえながら、各学校でどういった教育内容、どういったやり方ができるかというのを検討して、調査研究を進めています。

笠原委員 それに関わる先生方は、かなり年齢や経験に幅があるのですか。各学校からいらっしゃる方というのは、バラエティに富んでいると理解してよいですか。

特別支援教育課長 調査研究委員は年齢に幅があります。各学校で、学校の状況を踏まえて人選をして、委員を出していただいているところです。

笠原委員 私は、特別支援学校の一般図書の採択の資料は、できたときにはすごいものを作ったという感覚があったのですが、他の都道府県では、こういった特別支援学校の一般

図書の資料というのは、神奈川県のような形になっているものなのですか。

特別支援教育課長 他県の状況について、正確な情報は手元にないのですが、文部科学省が示す一般図書契約予定一覧という3,000冊を超えるものから選んでいるというのが一般的なやり方なので、実際によって、やり方は異なるかもしれないです。

笠原委員 実際、その3,000冊の中から、神奈川県に在籍する児童・生徒の実態、各学校によって違う中で、先生方が日々接する児童・生徒達の状況を踏まえながら、533冊まで絞り込むことによって、先生方自身の採択についての焦点化ができるような形になっているというのは、なかなか工夫されて良いと思って、毎年それもブラッシュアップされているので、533冊で十分なのか否かという、3,000冊の中から533冊を選び出すプロセスにおいて、課題・問題はないのかという視点も含めながら、より良いものを作っていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いします。

下城委員 他にいかがでしょうか。

佐藤委員 特別支援学校の児童・生徒には、デジタル教科書がより効果的な場合があるかと思うのですが、教科書や一般図書のデジタル化の状況を教えてください。

特別支援教育課長 一般図書については、デジタル教科書というものは、今はないです。一般図書でデジタル化されているものもありますが、文部科学省に確認しましたところ、デジタル教材としての扱いということになっております。

佐藤委員 教科書については、どのような状況でしょうか。

特別支援教育課長 検定教科書については、デジタル教科書として提供されているものがありまして、実際に小学校の算数、英語、中学校の数学、英語などで使っているという例はあります。

佐藤委員 それを活用する学校側のデバイスもきちんと。

特別支援教育課長 そうです。

下城委員 他にいかがでしょうか。

では私から。一般図書に今年新たに加わったものが2、3冊でしたか。それが多いか少ないかなのですが、実際、我々も現物を見せていただいて、たくさんある。どれも良くできているし、どれもなるほどと思わせられるもので、それが533冊もあるというだけでも、そこからどうやって選ぶのかと思ってしまうのですが、現場の先生は子どもたちが目の前にいるわけだから、一番びったり、この子ならというものが浮かぶわけですね。選べるわけですね。だから、現場の先生達はもっと良いものがあるのではないかという、今、委員からデジタルというのもありましたけど、もっと良い

ものがあるのではないかという思いで、中には手づくりされている場合も多々ある。教科書ではなくて教材になるかと思いますが、多々あるかと思いますよね。だから、世の中的に、もっともっと良い本がどんどん出て、どんどん毎年新しいものを選べるという状況があるのが、より望ましいのではないかと思いますけれども、実際のところ、そういう一般図書、先ほど、国が示した3,000冊というものはどんどん増えている状況はあるのですか。

特別支援教育課長 文部科学省から示される一般図書契約予定一覧も毎年更新されていきますが、先ほどの説明とも重なる部分がありますが、神奈川県教育委員会が取り組んでいる調査研究資料の作成会議は、実際に文部科学省から示される一般図書契約予定一覧が更新されたり、絶版になってしまうなど、そういったものもありますので、毎年リニューアルをしていくと。そういった際に、調査研究していく中で、今お話があったような形で、より効果的な本などを調査研究して調べるといったことを、この会議で確実に進めているところです。

下城委員 現場からの声はどんどん上がってきていると思いますので、応えるべく、丁寧に、毎年新しくということも含めて、対応していただければと思います。よろしくお願いします。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がないようでしたら採決について教育長にお願いします。

教育長 それでは、ただいまの定教第15号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に、定教第16号議案に移ります。

定教第16号議案 令和8年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書の採択について

説明者 立花特別支援教育課長

特別支援教育課長 ファイル03「定教第16号議案」をご覧ください。本議案は、県立特別支援学校高等部で令和8年度に使用する教科用図書の採択について、ご審議をお願いするものです。県立特別支援学校高等部で使用する教科用図書も毎年採択替えを行います。

はじめに、「事務スケジュールについて」ご説明します。先ほどご覧いただきました、ファイル02-2「定教第15・16号議案関係」の2/32ページをご覧ください。高等部についても、4月14日の教育委員会4月定例会で教科用図書採択方針などの決定をいただいた後、7月16日に、特別支援学校のPTAの代表者、特別支援学校長代表等から構成された教科用図書調査委員会での議論を経て、議案として提案しているものです。

では、ファイル03「定教第16号議案」にお戻りください。2/50ページ「令和8度使用 神奈川県立特別支援学校 高等部 採択教科用図書一覧（案）」です。

3/50ページ、目次をご覧ください。「文部科学省検定・著作教科書」では、「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障害・肢体不自由・病弱教育部門」に分けて記しています。その下の「一般図書」は、「1 視覚障害教育部門」「2 聴覚障害教育部門」「3 知的障がいのある生徒用（各部門共通）」に分けて記しています。

5/50ページをご覧ください。「1 視覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。視覚障害の程度に応じて、高等学校に準ずる検定教科書、拡大教科書、点字教科書を使用します。

続いて、7/50ページをご覧ください。「2 聴覚障害教育部門」の検定・著作教科書です。高等部におきましては、高等学校に準ずる検定教科書と、各教科や高等部専攻科の専門的な内容の教科用図書を選定しています。

次は、12/50ページをご覧ください。「3 知的障害・肢体不自由・病弱教育部門」です。ここに記しているもののほとんどが、肢体不自由教育部門において、高等学校に準ずる教育課程で学ぶ生徒が使用する検定教科書です。

続いて、一般図書です。21/50ページをご覧ください。21/50ページから23/50ページは、「1 視覚障害教育部門」です。平塚盲学校の本科保健医療科・専攻科では、国家資格をとり、社会で働くための専門性を身につけるためのコースとその教育課程を編成しています。そうしたことから、専門性の高い一般図書が選ばれており、図書の中にはその国家試験受験のために編集されたものもあります。また視覚障害教育部門では、障害に対応するため拡大教科書、点字教科書も含まれています。加えて、障害の程度によっては、通常の教科用図書、拡大教科書、点字教科書のいずれも使うことが難しい場合もあり、音声教材を使うこともあります。

続いて、24/50ページをご覧ください。24/50ページから26/50ページまでは、「2 聴覚障害教育部門」です。こちらも視覚障害教育部門同様に、専門的な図書が選定されています。

続いて、27/50ページをご覧ください。27/50ページから50/50ページは、「3 知的障がいのある生徒用」で、各部門共通の一般図書です。内容は、定教第15号議案でご審議いただいた際にご説明しました「特別支援学校 採択教科用図書調査研究資料」530冊と、新たに希望のあった一般図書2冊の計532冊を採択案としています。

以上が、定教第16号議案です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下城委員

それではご質問がありましたら、お願いします。

常陸委員 見本を拝見していますと、例えば漫画を取り入れたり、イラストを取り入れられたり、生徒の関心を引くような工夫がいろいろ感じられるところなのではけれども、今回の一覧で、何かこれまでと変わった特徴が見られるようなところはありますでしょうか。

特別支援教育課長 今回、新たに加わったものが、採択一覧の通番531と532ですので、ここがこれまでのものに加えて新たに取り入れたものです。傾向としては、これまでと大きな変化はありません。

常陸委員 531「くらしに役立つ音楽」と532「産業社会と人間 四訂版」ですね。

下城委員 よろしいですか。他はいかがでしょうか。

笠原委員 関連して、この2冊を加えた理由、どのような議論がなされて、今年度は入れようとなったのか教えていただけますか。

特別支援教育課長 調査研究資料の時点では、530冊を調査研究資料として用意していたところです。それを踏まえて、各学校で調査研究していく中で、各学校から採択希望のリストとして挙がってきたものになります。各学校から上がってくる採択希望を確認するヒアリングを教育委員会の方でやっておりますが、各学校の教育課程編成を踏まえて、教科と合わせた指導を、特別支援学校では学校の障害の状況等も踏まえて検討しておりますので、そこで各校の状況を踏まえた上で上がってきたものを確認して、この二つになったということです。

笠原委員 例えば、531「くらしに役立つ音楽」は、教育課程上どの教科に。

特別支援教育課長 音楽。

笠原委員 次の532「産業社会と人間 四訂版」は。

特別支援教育課長 知的障害の職業などで扱っています。

笠原委員 この内容は、より今にマッチしたような内容ですか。

特別支援教育課長 はい。

下城委員 他にいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、他にご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いします。

教育長 ただいまの定教第16号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員にお願いします。

下城委員 それでは次に定教第17号議案及び定教第18号議案に移ります。
ただいまから非公開の会議に入ります。

会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、総務室長、指導部長、支援部長、企画調整担当課長、管理担当課長、高校教育課長、特別支援教育課長を指定します。

（10時53分非公開の会議に入り、11時03分公開の会議に戻る）

教育長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

＜非公開会議審議等結果＞

日程第1

定教第17号議案

- ・ 高校教育課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第18号議案

- ・ 特別支援教育課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。